

令和元年11月12日
〔 外 務 省 〕
〔 財 務 省 〕
〔 経 済 産 業 省 〕

テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1373号、第1390号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等計510個人及び団体に対して資産凍結等の措置を講じてきたが、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、テロ対策の強化が喫緊の課題となっていることや、アジアで最大規模となったスリランカ爆発テロの発生等を受け、安保理決議に基づく国際的なテロ防止・根絶に率先して取り組み、我が国のテロ対策の強化と国際的な安全保障環境の向上への貢献を図る観点から、今般、決議第1373号及び閣議了解「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(11月12日)に基づき、テロリスト等5団体に対し、資産凍結等の措置を講ずる。

(1) 措置の内容

外務省告示(11月12日公布)により、テロリスト等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を11月12日から実施する。

i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2) 対象者

テロリスト等5団体(別添)リスト参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計515個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室
財務省国際局調査課外国為替室
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3580-3311 内線 3307
TEL 03-3581-4111 内線 6376
TEL 03-3501-1511 内線 3241

○ 対象となるテロリスト5団体

【アメリカ合衆国が平成十四年八月十二日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち、カナダ、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国及び EU が資産凍結等の措置を実施した一団体】

30. 新人民軍

New People's Army (NPA)

【アメリカ合衆国が平成二十年三月十九日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者で、カナダが資産凍結等の措置を実施した一団体】

31. アル・シャバーブ

Al-Shabaab

【アメリカ合衆国が平成二十七年九月二十九日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち、カナダが資産凍結等の措置を実施した一団体】

32. ISIL シナイ州

ISIL Sinai Province

【アメリカ合衆国が平成三十年二月二十七日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち二団体】

33. ISIL 東アジア(別名:ISIS フィリピン)

IS East Asia Division (a.k.a.: ISIS-Philippines)

34. マウテ・グループ

The Maute Group